

男女賃金差異の情報公表について

2022年7月より、女性活躍推進法に基づき労働者数が301人以上の企業においては、男女の賃金差異の把握公表が義務化されました。そのため、2023年度における男女賃金の差異について公表いたします。

◆男女賃金差異の情報

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	84.6%
うち正規雇用労働者	82.8%
うち非正規雇用労働者	97.1%

対象期間：2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当等を除く。

区分：正規雇用労働者 期間の定めなく勤務する労働者。

非正規雇用労働者 期間の定めのある労働契約を締結している労働者。

